

公布された規則のあらまし

佐賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（規則第 53 号）

- 1 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 耐震診断の結果の報告書等の添付書類を定めることとした。（第 2 条～第 5 条及び様式関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。